

「ベースアップ評価料」について

当院では、2024 年 6 月施行の診療報酬改定により「ベースアップ評価料」を算定しており、その一部を患者様にご負担頂いております。本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人財団つばさ

行橋厚生病院 病院長